



### 3 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、「令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の6ページ及び15ページも併せてご覧ください。

空白部分、住所、氏名などを書いてください。

#### 「社会保険料控除」欄など

第一表の⑬欄から⑳欄までの全ての金額が、年末調整を受けた金額と同じ場合、第二表の各所得控除の該当欄は、記入を省略できます。

ただし、同一生計配偶者又は扶養親族について年末調整で配偶者控除や扶養控除を受けた場合であっても、あなたの申告においてその同一生計配偶者又は扶養親族についての定額減税の適用があるときは、記入を省略できません。

この事例では、配偶者（特別）控除の金額が、年末調整を受けた金額と異なりますので、第二表の各所得控除の該当欄の記入は省略できません。この場合、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除の該当欄に「源泉徴収分」と書きます。

なお、年末調整を受けた金額と異なる場合は、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください（旧生命保険料に係る1契約9千円以下のもの等を除き、支払をした旨を証する書類を添付又は提示する必要があります。詳しくは、「令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の41ページを参照してください。）。

#### 13 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料（税）、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

#### 15 生命保険料控除

新（旧）生命保険や介護医療保険、新（旧）個人年金保険について、あなたが支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、新（旧）生命保険料、介護医療保険料、新（旧）個人年金保険料の別に、その合計額を書きます。

#### 16 地震保険料控除

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、地震保険料と旧長期損害保険料の別に、その合計額を書きます。

申告書第二表

令和06年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

住所：Y市〇〇町1-10  
氏名：オオサカ タロウ

整理番号：FA2304

所得の種類	収入金額	必要経費等	課税金額
給与	6,700,000		6,700,000
給料			194,500
源泉徴収税額			194,500

第一表⑤⑩欄へ（13ページ）

定額減税の対象となる同一生計配偶者又は扶養親族である場合は、「2」を記入してください。

この事例では、あなた（山林を伐採して売却された方）の合計所得金額（7,10ページ参照）が1,000万円を超えているため「配偶者（特別）控除」（9ページ参照）の適用ができませんが、配偶者が同一生計配偶者に該当するので、この欄を記入してください。

詳しくは、「令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の19ページから20ページを参照してください。

#### 住民税・事業税に関する事項

給与所得者が給与所得及び公的年金等に係る所得以外（令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に対する住民税を、給与から差し引くことを希望する場合は、この欄の「特別徴収」の□に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合は、「自分で納付」の□に○を記入してください。

### 4 第一表の「所得から差し引かれる金額」の箇所を書きます。

- 所得から差し引かれる金額は、「令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の15ページから23ページで計算できます。

申告書第一表(左下部)

社会保険料控除	13	580000
小規模企業共済等掛金控除	14	
生命保険料控除	15	50000
地震保険料控除	16	50000
養育、ひとり親控除	17	0000
勤労学生、障害者控除	18	0000
配偶者（特別）控除	19	0000
扶養控除	20	0000
基礎控除	24	480000
⑬から⑳までの計	25	1160000
雑損控除	26	
医療費控除	27	
寄附金控除	28	
合計	29	1160000

この事例では、山林を伐採して売却された方の合計所得金額が1,000万円を超えていますので、「配偶者（特別）控除」は適用できません。

第三表⑳欄へ（12ページ）

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

Y市〇〇町1-10  
オオサカ タロウ  
株式会社 ○○商事

項目	金額	金額	金額	金額
給与・賞与	6,700,000	4,930,000	1,540,000	194,500
社会保険料等の金額	580,000	50,000	50,000	

#### 「給与所得の源泉徴収票」からの転記

この事例では、各種控除額が既に年末調整により給与所得から控除されていますので、該当する所得控除額を「給与所得の源泉徴収票」から上のように転記することができます。

※ ⑬欄から⑳欄までの控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑬欄から⑳欄までの記入を省略し、㉕欄に「給与所得の源泉徴収票」の「所得控除の額の合計額」欄の金額を転記することができます。

#### 21～22 配偶者（特別）控除

あなたに生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの合計所得金額に応じて受けられる控除です。

- あなたの合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、控除を受けられません。
- 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
- 配偶者が、青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合、白色申告者の事業専従者となっている場合、他の納税者の扶養親族として扶養控除又は障害者控除の対象とされている場合は、控除を受けられません。
- 配偶者（特別）控除額は、22ページの「2 配偶者（特別）控除額表」又は「令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の19ページから20ページを参照してください。
- 配偶者特別控除の適用を受ける場合は、㉑～㉒欄の「区分1」の□に「1」と記入してください。

#### 23 扶養控除

あなたに控除対象扶養親族がいる場合に、一定の金額が控除されます。

- 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、平成21年1月1日以前に生まれた方（年齢が16歳以上の方）で一定の方をいいます。
- 「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、平成14年1月2日から平成18年1月1日までの間に生まれた方（年齢が19歳以上23歳未満の方）をいいます。
- 「老人扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、昭和30年1月1日以前に生まれた方（年齢が70歳以上の方）をいいます。
- 「同居老親等」とは、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方をいいます。

#### 【扶養控除額】

区分	控除額	
一般の控除対象扶養親族	38万円	
特定扶養親族	63万円	
老人扶養親族	同居老親等	58万円
	同居老親等以外	48万円

#### 24 基礎控除

あなたの合計所得金額に応じて適用される控除です。

- あなたの合計所得金額が2,500万円を超えている場合は、控除を受けられません。

#### 【基礎控除額】

あなたの合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円（適用なし）

5 第三表の山林の **収入金額** や **所得金額** などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「山林所得収支内訳書(計算明細書)」から転記します。

特例適用条文

この事例では、「概算経費控除の特例」(措法30条)の適用を受けていますから、「特例適用条文」欄の「措法」を「○」で囲み、その横のマス目に「30」と書きます。

なお、条文の「項・号」について分からない場合は、その部分の記載を省略しても差し支えありません。

事例1

申告年分と空白部分を右のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。

なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

収入金額

「山林所得収支内訳書(計算明細書)」の「①譲渡価額の総額(収入金額)」のA欄に記載した金額を右のように転記します。

所得金額

「山林所得収支内訳書(計算明細書)」の「⑱山林所得金額」のB欄に記載した金額を右のように転記します。

なお、この山林所得の金額が赤字の場合には、他の各種所得の金額(土地建物等の譲渡による譲渡所得の金額、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額などを除きます。)の黒字からその赤字を控除することができます(損益通算)。

損益通算は、その所得によって通算する順序が決まっていますので、詳しくは、税務署にお尋ねください。

また、赤字の所得が数多くある場合には、「損益の通算の計算書」(国税庁ホームページからダウンロードできます。)を使用して計算することもできます。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

令和06年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用) FA2401

住所: Y市〇〇町1-10  
氏名: オオサカ 太郎

特例適用条文: 措法 30

収入金額	山林	25,000,000
所得金額	山林	7,820,000

第三表(令和六年分以降適用) 第三表は、申告書の第一表、第二表と一緒に提出し

合計所得金額 (7 ページ参照)

山林所得がある場合の合計所得金額は、次のイとロの合計額です。

イ 第一表の所得金額等「⑫合計」欄の金額

ロ 「山林所得収支内訳書(計算明細書)」の「⑱山林所得金額」B欄の金額(又は第三表の所得金額「⑰山林」欄の金額)

イ + ロ = 合計所得金額

この事例では、次のようになります。

(イの金額) (ロの金額) (合計所得金額)

4,930,000円 + 7,820,000円 = 12,750,000円

事例1

山林所得収支内訳書(計算明細書)	譲渡者住所: Y市〇〇町1-10	氏名: オオサカ 太郎	電話番号: (×××) △△△-〇〇〇〇
譲渡した山林の明細	面積: 3.2ヘクタール	樹種: 杉	樹齢: 60年
譲渡した年	〇〇製材(株)	R6年11月11日	
譲渡価額の総額(収入金額)	25,000,000円	25,000,000円	
伐採費など	8,360,000円	8,360,000円	
差引(①-④)	16,640,000円	16,640,000円	
取得費、管理費など	8,320,000円	8,320,000円	
必要経費	16,680,000円	16,680,000円	
山林計画特別控除	500,000円		
山林所得金額	7,820,000円		

(注) 1 「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。  
2 ⑤の金額が2,000万円以下のときは「⑤×20%」、⑤の金額が2,000万円超のときは「⑤×10%+200万円」で計算した金額を記載してください。

6 第三表の税金の計算の箇所を書きます。

第一表の所得金額等「⑫合計」欄に記載した金額(6ページ参照)と「所得から差し引かれる金額」欄に記載した金額(9ページ参照)を転記してください。

「課税される所得金額」の計算

⑫欄の金額(赤字の場合は0円) - ⑲欄の金額 = A  
として

Aの金額が黒字の場合

Aの金額を⑲欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

次に⑳欄から㉑欄までの金額を、対応する㉒欄から㉓欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

Aの金額が赤字の場合

引ききれなかったAの金額については、原則として、㉒欄から㉓欄までの金額から順次差し引いてください。

次に差し引いた残りの金額を、対応する㉔欄から㉕欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合(赤字の場合も含まれます)は記入の必要はありません。

この事例の場合、⑲欄の金額(1,160,000円)が⑫欄の金額(4,930,000円)から引ききれれていますから、その残額である3,770,000円を⑲欄に書き、㉑欄の金額は、そのまま㉕欄に転記します。

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

23ページの「4 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます。  
この事例では、次のようになります。

$$\text{課税される所得金額(㉑欄)} \times \text{所得税の税率} - \text{控除額} = \text{総合課税の所得金額に対する税額}$$

$$3,770,000 \text{円} \times 0.2 - 427,500 \text{円} = 326,500 \text{円} \quad (\text{㉗欄に書きます。})$$

分離課税の所得金額に対する税額

22ページの「1 課税される山林所得金額に対する所得税の税額表」を参照してください。

$$\text{課税される所得金額(㉖欄)} \times \text{所得税の税率} = \text{山林所得金額に対する税額}$$

$$7,820,000 \text{円} \times 0.05 = 391,000 \text{円} \quad (\text{㉙欄に書きます。})$$

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

所得 分離 課 税 額	短期譲渡	一般分 ⑥8	
		軽減分 ⑥9	
	長期譲渡	一般分 ⑦0	
		特定分 ⑦1	
		軽減分 ⑦2	
		一般株式等の譲渡 ⑦3	
		上場株式等の譲渡 ⑦4	
		上場株式等の配当等 ⑦5	
		先物取引 ⑦6	
		山林 ⑦7	7820000
税金 の 計 算	総合課税の合計額 (申告書第一表の⑫)	⑫	4930000
	所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の⑲)	⑲	1160000
	⑫ 対応分 ⑲	⑲	3770000
	⑳ 対応分 ㉑	㉑	000
	㉒ 対応分 ㉓	㉓	000
	㉔ 対応分 ㉕	㉕	000
	㉖ 対応分 ㉗	㉗	000
	㉘ 対応分 ㉙	㉙	7820000
	㉚ 対応分 ㉛	㉛	000
	㉜ 対応分 ㉝	㉝	000

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

税金 の 計 算	㉗ 対応分 ㉘	㉘	326500
	㉙ 対応分 ㉚	㉚	
	㉛ 対応分 ㉜	㉜	
	㉝ 対応分 ㉞	㉞	
	㉟ 対応分 ㊱	㊱	391000
	㊲ 対応分 ㊳	㊳	
	㊴ 対応分 ㊵	㊵	
	㊶ 対応分 ㊷	㊷	
	㊸ 対応分 ㊹	㊹	
	㊺から㊻までの合計 (申告書第一表の㊼に転記)	㊼	717500

7 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

作成に当たっては、「令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の24ページから31ページも併せてご覧ください。

申告書第一表(右部)

確定申告書		FA2204
フリガナ	オオサカ タロウ	生年月日 3 4 2 . 1 1 . 0 9
氏名	大阪 太郎	世帯主の氏名 大阪太郎
会社員	○	世帯主との続柄 本人
整理番号		電話番号 ×××-△△△-〇〇〇〇
課税される所得金額 (⑫-⑲)又は第三表 上の㉒に対する税額 又は第三表の⑲	⑳	000
配当控除	㉑	717500
災害減免額	㉒	
再差引所得税額 (㉑-㉒)	㉓	717500
令和6年分 特別税率控除 (3万円×人数)	㉔	60000
再々差引所得税額(基準所得税額) (㉓-㉔)(赤字のときは0)	㉕	657500
復興特別所得税額 (㉕×2.1%)	㉖	13807
所得税及び復興特別所得税の額 (㉕+㉖)	㉗	671307
源泉徴収税額	㉘	194500
申告納税額 (㉗-㉘)	㉙	476800
予定納税額 (第1期分・第2期分)	㉚	
第3期分納める税金 の税額 (㉙-㉚)	㉛	476800
修正前の第3期分の税額 (還付の場合は△を記載)	㉜	
第3期分の税額の増加額	㉝	00
公的年金等以外の 合計所得金額	㉞	
配偶者の合計所得金額	㉟	
専従者給与(控除)額の合計額	㊱	
青色申告特別控除額	㊲	
雑所得・一時所得等の 源泉徴収税額の合計額	㊳	
未納付の源泉徴収税額	㊴	
本年分差し引く繰越損失額	㊵	
平均課税対象金額	㊶	
変動・臨時所得金額	㊷	
申告期限までに納付する金額	㊸	00
延納届出額	㊹	000

転記します。

「㉑配当控除」、「㉒(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」、「㉓～㉔政党等寄附金等特別控除」、「㉕～㉖住宅耐震改修特別控除等」などの所得税額から控除される金額がある場合書いてください。

㉑ 差引所得税額  
㉑欄に転記した税額から㉒欄、㉓欄、㉔欄、㉕～㉖欄、㉗～㉘欄の金額を差し引いた金額(赤字のときは0)を書いてください。

㉙ 再差引所得税額  
㉑欄の金額から「㉒災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

㉚ 令和6年分特別税率控除、  
㉛ 再々差引所得税額(基準所得税額)  
定額減税の合計額を㉚欄に書いてください。  
なお、「人数」欄の□には、あなたを含めた控除の対象となる人数を書きます。  
また、㉙欄の金額から㉚欄の金額を差し引いた金額(赤字のときは0)を㉛欄に書いてください。

㉜ 復興特別所得税額、  
㉝ 所得税及び復興特別所得税の額  
㉛欄の金額に2.1%を乗じた金額(1円未満の端数を切り捨てた金額)を㉜欄に書いてください。  
また、㉛欄の金額と㉜欄の金額の合計額を㉝欄に書いてください。

㉞ 源泉徴収税額  
第二表「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」の「㉞源泉徴収税額の合計額」欄に記載した金額を転記してください(8ページ参照)。

㉟ 申告納税額  
㉙欄の金額から「㉚～㉛外国税額控除等」、「㉜源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。  
黒字の場合 ㉟ 100円未満の端数を切り捨てた金額(100円未満のときは0)を書きます。  
赤字の場合 ㉟ そのままの金額の頭に△を付して書きます。  
なお、定額減税の適用があり、かつ、外国税額控除又は分配時調整外国税相当額控除の適用がある場合は、計算方法が異なります。詳しくは、「令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の28ページを参照してください。

延納の届出  
第一表の「㉛納める税金」の2分の1以上の金額を令和7年3月17日(月)までに納付することにより、その残額を、令和7年6月2日(月)まで延納することができます。  
なお、延納期間中は利子税がかかります。

事例1

事例1